

広島県訓令第5号

本 庁
地 方
機 関

広島県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年四月一日

湯 崎 英 彦
広島県知事

広島県公印規程の一部を改正する訓令

広島県公印規程（昭和三十八年広島県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。
別表中二百七の項を二百八の項とし、五十八の項から二百六の項までを一項ずつ繰り下げ、
五十七の項の次に次のように加える。

58	審理員印	広島県審理員之印	方21	”
----	------	----------	-----	---

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。